

	三重県地域産業振興条例	吹田市産業振興条例 (大阪府吹田市)	寝屋川市産業振興条例 (大阪府寝屋川市)	甲賀市地域産業振興基本条例 (滋賀県甲賀市)	丸亀市産業振興条例 (香川県丸亀市)
前文	○				○
目的	○ (前文内)	○ (第1条)	○ (第1条)	○ (第1条)	○ (第1条)
定義		○ (第2条)	○ (第2条)	○ (第2条)	○ (第2条)
基本理念	○ (第1条)	○ (第3条)	○ (第3条) 基本理念及び方針	○ (第3条)	
行政の責務・役割	○ (第2条)	○ (第5条)	○ (第12条)	○ (第13条)	○ (第4条)
事業者の責務・役割	○ (第3条)	○ (第6条)	○ (第5条)	○ (第4条)	○ (第5条) 事業者及び産業経済団体の責務
商業者		○ (第6条) 経済団体誘導項目あり	○ (第6条)	○ (第5条) 「商工業者」項目	
工業者		○ (第6条) 大企業、中小企業連携の言及あり	○ (第7条)		
農業者			○ (第8条)	○ (第6条) 「農林業者」項目	
観光産業事業者				○ (第7条)	
地場産業事業者				○ (第8条)	
金融機関				○ (第9条)	○ (第7条) 金融機関の理解及び協力として言及あり
大企業		○ (第6条) 大企業、中小企業連携の言及あり			○ (第6条) 大企業者の理解及び協力として言及あり
経済団体の責務・役割		○ (第7条)	○ (第9条)	○ (第10条)	
住民の責務・役割	○ (第4条)	○ (第8条)	○ (第4条)	○ (第12条)	○ (第9条) 市民の理解及び協力として言及あり
教育機関の役割			○ (第10条)	○ (第11条)	○ (第8条) 教育機関の理解及び協力として言及あり
消費者の役割			○ (第11条)		
基本方針	○ (第5条)	○ (第4条)	○ (第3条) 基本理念及び方針		○ (第3条)
農林水産業	○ (第5条2項)				
農林水産業以外	○ (第5条3項)				
地域の特性に応じた産業の振興	○ (第6条)				
広報活動	○ (第7条)				
財政上の措置	○ (第8条)				
会議の開催		○ (第9条)			○ (第10条) 産業振興計画策定会議について言及
意見交換の場の設置			○ (第13条)	○ (第14条)	
委任		○ (第10条)			○ (第11条)
附則	H18. 4. 1	H21. 4. 1	H25. 4. 1	H28. 7	H23. 4. 1 R2. 4. 1 改正